

○潮谷部会長

竹下委員、よろしゅうございますか。

○竹下委員

ごめんさい。ちょっとかみ合っていないので、僕の質問の意図は、措置制度から契約方式に変わったというのは、それは形式の問題でしょう。中身の議論を聞きたいわけです。すなわち、今おっしゃったことから推測するに、措置制度では行政が決める、我々が自分で決められないじゃないかという、自己決定権のところ聞こえてきたんですね。そうであれば、自立支援法においても、自己決定権というものをあくまでもきちっと保障するというか、制度化されるべきだろうということにとらえていいわけでしょうか。

○森日本身体障害者団体連合会常務理事

そのとおりでございます。したがって、私のほうで、利用者の在り方だとかいろいろ柱を立てております。それは自己決定権の上でできるようなつもりで書いているつもりです。ですから、直せるものは直してもらいたいと、こういう形でいきたいということです。

○竹下委員

よく分かりました。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。
どうぞ。

○小澤委員

東洋大学の小澤ですが、同じく日身連に1点、相談支援の充実ということで、ここにケアマネジャー制度と障害者相談員等の活用と。後者のほうは既にあることをどうするかなんですが、前者のケアマネジャー制度、これは何か具体的なイメージ、もうちょっと知りたいんですけども、よろしく願います。

○森日本身体障害者団体連合会常務理事

まず、相談員の問題につきましては、今、大変大きな問題になっていることはご案内だと思うんです。したがって、そう軽々しく言っているつもりはございません。

2番目でございますが、今、一番初めに必要な問題は相談の窓口の問題です。したがって、相談していろいろサービスを受けるとしても、ちゃんとしたシステム化になっていなければならないだろうと。いわゆる法的に保障されていなきゃならないだろうと。ケアマ

ネジャー制度については、介護保険のときにもやりましたけれども、障害者の問題のときには、そういう話もあったけれども何かあいまいな形になっているんじゃないかと、こう思っております。

以上です。

○小澤委員

分かりました。具体的に何かというを知りたかったんですが、過去いろいろな経過で結構あいまいな状況になっていると、そういうご指摘でよろしいですね。

○森日本身体障害者団体連合会常務理事

はい。

○小澤委員

分かりました。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、広田委員。

○広田委員

日本障害者協議会の藤井さんにお尋ねしますが、お疲れさまです。

たくさんの方が入っているようですが、私は衆議院の参考人に出たときに、ぜひ自立支援法のことで所得保障をしていただきたいという意見を述べたんですが、藤井さんのほうとして、所得保障を具体的にどんな形で考えておられるでしょうか。

○藤井日本障害者協議会常務理事

これはいろんな議論がありまして、まず基本的に、国の今までの見解を聞いていますと、就労を併せて所得保障という考え方を持っているらしいんですが、私は、就労と所得をまず区分けをするということを基本に置きたいと思っています。

その上で、障害を持った人たちの稼働能力、現に厳しいわけですから、この国では生活保護という一つの大きな基準があります。少なくともその基準をクリアするような生活水準に持っていく必要があるだろうと。そのときに、この国は現実、住宅問題というのが大変厳しくかかってくるわけですね。そういう点で言うと、生活のレベルと同時に住宅の経費ということ。こういうことを併せて考えていくべきだというふうに考えています。したがって、就労と所得保障は区分けをするという前提と、生活保護のレベルを下回らない、プラス住宅の費用をどうするか。

同時に、扶養義務制度と絡んでくるんですが、自立ということを、あるいは独立ということを経験する場、家族依存を前提にするとか、そこも併せて、そこは抜き去って考えると、これが私どもの基本的な考えです。そうしますと、生活水準のレベルで言いますと、さっき笹川さんがおっしゃったような一つの案も出るんじゃないかなと、こう考えています。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

○山岡委員

日本発達障害ネットワークの山岡でございます。

日本障害者協議会の藤井常務にお聞きしたいんですけども、障害者の範囲のところ、JDとしては、総合的な障害者福祉法の実現ということを主張されていて大変共感を覚えております。また、手帳が全ての入り口の要件ということでお話しされたんですけども、その場合、お考えになっていると思うんでお聞きしたいんですけども、手帳がない場合のサービス提供、どこで判断したり、どこで認定をしたりということはどういうふうにお考えになっているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○潮谷部会長

よろしく願いいたします。

○藤井日本障害者協議会常務理事

これも先ほど来の障害程度区分、森さんがおっしゃっていましたが、幾ら切り刻んでも実態は出てこないだろうということに関係してきますけれども、私どもとしては、これについてはいろんな面で議論してまいりました。さきの措置費から支援費に変わったときにも、いわゆる手帳制度をこっちに置いておいて、新しい視点から生活障害という観点からそれをとらえていく。そういう点で考えますと、多くの工業先進国がとっています2つの軸、すなわちニーズという軸と、それから環境要因という、環境要因というのは家族支援でもあれば、地域の社会資源の状況があるでしょう。含めて、ニーズと環境因子ということの掛け合わせた一つの基準ということを経験化できるんじゃないかと。

併せて、少なくとも今の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法で言う定義とか基準というのは、もうここにいらっしゃる方々は分かっていますとおり、ほとんど実態が合っていないわけですから、それを考えますと、今言ったような視点で早急に検討していただきたいというふうに思います。

○潮谷部会長

山岡委員、いかがでございますか。

○山岡委員

ありがとうございました。

○潮谷部会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

藤井さんに、今の関連でご質問申し上げたいと思うんですが、総合的な障害者福祉法の方向性については私も全く同感でありまして、前回でも前々回でも、とにかく障害者基本法が定義している障害者の水準にまずはいくべきだということを繰り返し述べてきたつもりなんですけれども、ただ、先ほど来、皆さんも同じようにおっしゃるわけなんですけれども、介護保険との統合を前提にしないということは大いに評価されると、そういう考え方はよいということでおっしゃるわけですが、私は、介護保険の利用者の方々というのは、明らかに高齢によって、あるいは以前から障害を持っている方々だと認識をしております、そういう文脈で言えば、将来、障害を持つ方々の介護、福祉、広い意味の福祉を含めた制度と、それから介護保険との相互乗り入れといいますか、統合といいますか、そういうものは視野に入らないのかということが、私としては合点がいかないところなんですけれども、その点についてもう一度、今の現状での考え方を整理していただければと思いますけれども。

○潮谷部会長

よろしく願いいたします。

○藤井日本障害者協議会常務理事

これは私、藤井個人の見解と思って聞いてください。私自身は、多分純粋な政策論議をしますと、佐藤委員がおっしゃった方向はあると思います。ただ、現行の介護保険をどうしてもイメージしちゃいます。この現行の介護保険というのは、お分かりのように、負担の割合、あるいは近未来の負担増の展望、こう考えた場合、どう考えても財政政策との関係が非常に色濃いという点において、つまり純粋な政策論議をするのか、それとも今日の財政政策という観点から論議するの点において、もし入り口が違いますと不幸なすれ違いとなるわけであって、私はどっちかという後者の、今日の介護保険の問題というのは、決して純粋な政策論議ということでは、利用料の1割から、いずれ2割、3割ということも展望されています。そういうものを含みますと、単純に今の介護保険制度に合体ということは、少なくとも大変危惧をする。

同時に、お分かりのように、これは釈迦に説法だと思んですが、障害を持った弱齢障害者の介護問題というのは、高齢障害者のそれと一緒に申しますと、あるいは高齢者と一緒かという、やはりこれも言われていますように、若いがゆえに様々な支援が要するという点で言うと、これも一部重なって、一部は違うだろうと。

こういう整理をしていきますと、まだまだこれに関しては、単純に短期間にこういう場で議論できる問題ではなかろうという点において、私は現段階では、日身連がおっしゃったように、介護保険統合を前提にしない議論のほうがよかろうと、こういう立場に立つわけです。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

今、非常に重要な部分での論議が進められているわけですが、意見がございますならば伺わせていただきたいと思っておりますけれども、佐藤委員。

○佐藤委員

確認の意味でもう一度だけ簡単に申し上げたいと思いますが、私は、先ほどの自分自身の問題意識は、純粹に政策の方向性の問題として、それは決して来年、再来年という話だけのことではなくて、5年先、10年先、あるいはもっと先も含めた問題として提起したつもりでありまして、もちろん、今、現状の介護保険が、それはそれとして大きな問題を含んでいて、高齢者の支援、あるいは高齢者を抱える家族の支援として、有効に機能しているのかどうか、これ自身もまた問題であります。

そのことは十分分かっているつもりですが、それを含めて現状を変えていくために、どういう方向性を共有しながら、当面の手段を考えていくというところで議論していかないと、入り口のところが違うということで、仇同士になってしまうような方向性というのが、この間、こういう場の議論の中ではよくよく見られるという感じがしております。それは恐らく、今得ているそれなりの、これまで獲得してきたいろんな状況があると思うんですけれども、それをあたかも既得権のようにして守っていこうという方向で現状を考えるか、あるいは、やや大胆に将来に向かって新しい提起をするかというスタンスの違いがあるのかもしれないけれども、ぜひ長期的な視野で議論するということが皆さんに訴えたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

この問題につきましては、政策論としてどのように今後方向性をたどっていくかという点では、非常に重要な論議が今なされているというふうに思いますので、もしかしたら、

目の前にやっていかなければならない課題と、中長期的に展望していかなければならない課題と、そういったものが含まれてくるのではないかと思います。この辺で、この論議を続けていくと非常に大変になってまいりますので、私は今、座長として聞いている限りでは、入り口論のところでは、政策として考えれば差が非常にあるようではあります。藤井様のご意見を聞いていると、将来方向性としては佐藤委員と同じような方向でいらっしゃるのではないかなと思ったんですが……

○竹下委員

ちょっとそれは異論があるんです、そういうまとめそのものにも。

○潮谷部会長

失礼しました。部会長として、ふさわしくない意見でした。
藤井さん、どうぞ。

○藤井日本障害者協議会常務理事

私は、1つつけ加えておこなくちゃいけないことがあるんですが、今の介護保険制度を見た場合、例えば利用料1割。よく、高齢者も1割払っているんだから障害者もという問題があるんですが、実は現行の介護保険を見ますと、1割がきつくて介護保険が利用できないという高齢者はいっぱいいらっしゃるんですね。したがって私は、改めて、今の介護保険を前提にしちゃうと、これはとてもその議論にはなかなか応じにくいんです。改めて私は、障害問題から、逆に老人問題にフィードバックをすると、本当にあの介護保険の利用と負担というのがあれでいいんだろうかと。大きな保険原理ということ自体もいろいろと問われてきますけれども、とりあえず私は利用料問題で言うと、障害問題からもう一回高齢者問題にフィードバックをして、あれでいいんだろうかと、それも含めて議論しておかないといけないので、単純に大きな長い面では、もちろん議論の意味はあると思うんですけども、余りにもそれと今の介護保険問題は問題が大き過ぎるという点を1つ言っておくのと、最後にもう1点、なおかつその議論をしますと、障害者の基盤整備、それから家族依存を前提にした今の制度、それから所得保障の不十分さ、幾つか前提条件をクリアしないと、その分だけピックアップした議論ということは、やっぱり難しいんじゃないかという気がしております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

それでは、この論議につきましては一応これで閉じさせていただきます。時間がまいりましたので、前半の論議のヒアリングを終わりたいと考えております。

ご発表いただきました皆様、それから質問あるいは問題提起をしてくださいました委員

の皆様、ありがとうございました。

これから10分間休憩に入りたいと思います。

〔休 憩〕

○潮谷部会長

それでは、後半の部を再開させていただきます。

まず、事務局のほうから関係団体の方々のご出席のご紹介、それから資料の確認をしていただきたいと思います。

○蒲原企画課長

それでは、本日の会議の後半における団体の出席の方々をご紹介いたします。

後半部分でご出席いただいておりますのは、まず最初に、全日本手をつなぐ育成会より常務理事の大久保常明様でいらっしゃいます。

続きまして、D P I 日本会議より事務局長の尾上浩二様でございます。山本様も一緒でございます。

続きまして、日本発達障害ネットワークより副代表の氏田照子様でございます。

日本自閉症協会より、会長の石井哲夫様でございます。

全国地域生活支援ネットワークより、代表理事の田中正博様でございます。

資料につきましては、先ほどの前半部分に引き続きまして、後半部分の資料ということになってございますので、お手元の資料番号でいきますと資料6からということになってございますので、よろしくお願いいたします。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、障害者自立支援法の見直しに関しまして、前半に引き続き関係団体からご意見を賜りたいと思います。

後半の議事の終了でございますけれども、概ね16時40分ぐらいを考えておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いをいたします。1つの団体で10分程度予定をしておりますので、ご協力方、よろしくお願いいたします。

まず、全日本手をつなぐ育成会の常務理事の大久保様にご意見を賜りたいと思います。

○大久保全日本手をつなぐ育成会常務理事

ご紹介いただきました大久保です。

それでは、資料6に基づいてご説明申し上げたいと思います。

私どもの団体は、知的障害のある人の家族と本人の会ということで活動してきておりま

すけれども、1から12まで項目立てしております。

まず、私どもが強調したいところとして、障害者自立支援法というのは大人を中心とした法律ですけれども、障害児支援の充実・強化というのをまず第一に挙げさせていただいております。と申しますのも、当然、障害を持っているお子さんが成長して大人になるわけですけれども、その子どもの段階でいかに適切な支援、この支援というのは、お子さん自身もそうですけれども、子育て支援・家族支援、こういった形で適切な育ちの環境を確保していく、これがまず前提であるということです。そういうところでもって、当然、一次障害はございますけれども、二次障害の発生予防にもつながる。

さらには、障害者自立支援法の目指す自立とか一般就労、こういうことも効果的に進めることができるということで、自立支援法そのものの実効性も高めることができる。その意味では先行投資というか、ここにいかに力を注ぐかということが、本来は重要であるというふうにまず指摘したいと思います。

自立支援法においては、児童の部分のサービスもあるわけですけれども、ここでは児童デイサービスあるいはショートステイ、日中一時支援、こういったところが子育て支援・家族支援にとって非常に重要であると。そして何よりも、子どもを育てるということは、まず家族を通して子どもを育てるという視点に立って推進していただければというふうに考えている次第です。

2番目、所得保障の拡充と利用者負担の軽減ということですが、ここでは単純に具体的に例を示しておりますけれども、年金が約6万6,000円、工賃が、就労継続支援事業あるいは授産施設で平均1万2,000円、そうすると7万8,000円。7万8,000円でこの方が、例えばグループホーム、アパートなど、そういうところを借りて生活する、こういったことが実際にどうだろうかということをご想像いただければ、必然的に所得保障の問題というのはクローズアップされると思います。何よりも利用者負担というものが、所得保障ということに対して何の手立ても講じずに、ただ一方的に負担だけ求めたということが、現在の様々な課題を生んでいるということでもあります。そして、ではどのぐらいなんだというときに、せめて生活保護費、その辺ぐらいは必要ではないかということです。

それとあと、特別障害者手当の基準緩和とか、住宅手当、こういったところも配慮していただきたい。

さらに、障害児を抱えていらっしゃる若年層の家族の方にとっても、この利用者負担というのは大きな問題であるということも、ご理解いただきたいと思います。

サービス体系の在り方と基盤整備ということで、基盤整備についてはこれまでも、この制度が自己選択・自己決定と言いながら、その基盤整備が進められていないというのが問題視されてきたところでもありますけれども、引き続き積極的に基盤整備を図っていただきたいということでもあります。

あともうひとつは、キーワードである地域生活を支える上で、ホームヘルプ、移動支援、行動援護、こういったサービスが非常に重要であるということで、これをもっと使いやす

くしていただきたい。特に移動支援については、これが地域生活支援事業になったことによって、消極的になってしまった自治体があるということがございます。そこで個別給付のような形にしていただきたいということと、もう1点、事業所などへの送迎というのは、サービスとしては位置づけられていないわけですが、送迎も含めて、送迎というのは交通機関の利用訓練という意味の送迎ですが、こういったものも対象にしながら個別給付化を図っていただきたいということでもあります。

あと、サービスの質の確保、ここについては、私どもはあくまでサービスを利用する側でありますけれども、私どもも人材確保等、サービスを提供する側の事業者の皆さんが非常に大変な状況にあるということも伺っております。そういう意味では、報酬単価というところで、安定したサービスの提供体制ということは大変重要であろうというふうに思っております。

なお、日額制の問題については、利用者の立場から言いますと、メリットの部分をまず強調しておきたいと思えます。

1つは、その日によってサービスを選択することができる。これは実際に就労している人であっても、ある日は就労継続支援事業B型に行くといった事例も聞いております。そういう形でもって、日額払いによって様々なサービスを利用することが可能になったということ。

あるいは入所施設、グループホームでも、帰省時に他のサービスを利用することができる。例えばホームヘルプとかも利用することができる。これは日額制のいい部分ということで、この辺も申し上げておきたいと思えます。

あと、5番目の相談支援事業・自立支援協議会の充実・強化、特に知的障害のある人たちにとって、自らサービスをコーディネートしたりしていくということは困難な場合が多いです。そういう意味では、相談支援体制というのをしっかり持っていただきたい。しかし、現在のところ、相談支援の窓口そのものがまだ十分整備されていないという状況があります。

それともう一つは、いわゆるケアマネジメントですね。相談支援事業者の相談支援専門員によるケアマネジメントというのは、サービス利用計画作成費という形で位置づけられています。知的障害のある皆さんにとっては、そのサービスが適切かどうかということも含めて、こういったものも広く、しっかりとした形で体制整備をしていただきたい。

それと自立支援協議会、この自立支援協議会というものが、その地域のネットワークづくり、基盤整備において重要な任に当たるはずですが、まだできたものの機能していないという現状があるようです。この辺も充実・強化を図っていただきたい。

権利擁護、これについては自立支援法による制度仕組みができたとしても、様々な地域生活を進める上での環境条件の一つとしてあると思えます。そういう意味で、成年後見制度、日常生活自立支援事業、あるいは法的に、虐待防止法、差別禁止法、こういったものも体制整備が必要だということでもあります。

障害程度区分については、実際に中身、それ自体いろいろ問題があります。問題があることは皆さんご承知だと思いますけれども、特に知的障害の障害特性を含めた新たな尺度の検討、これが現在滞っているような感じもいたします。与党PTにあるように、速やかにまず一歩進めるということです。現状はあくまで結果オーライという形だけにすぎません。問題の解決に何もなっていないということです。ですから、一歩でも進めるために、まずしっかりとした調査あるいは検証、これを行っていただきたい。

さらに、育成会から申し上げれば、小規模作業所はまだ半数はそのままです。半数しか移行していないという状況があります。そういう中で、小規模作業所に対しても引き続き注目していただき、支援体制を整備していただきたいということです。

最後に、12のところに跳んで申しわけないですけれども、自立支援法が目指す共生社会、このためには自立支援法のみで可能ということにはなりません。労働、教育、医療、様々な分野の連携を含めた形の地域支援体制、これをまず望みたいと思います。

あと、先ほども出ましたけれども、やはり財源確保という重要な問題があります。既に社会保障費縮減2,200億円という問題が出ています。こういうことも含めて、しっかりと財源確保、この辺もご努力いただければと、私たちも含めて一生懸命やっていかなければならないというふうに認識しております。

以上です。どうもありがとうございました。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、DPI日本会議から尾上様、よろしく願いいたします。

○尾上DPI日本会議事務局長

皆さん、こんにちは。DPI日本会議の事務局長、尾上と申します。

障害者インターナショナルの頭文字で、国際的な障害者団体の日本支部であると同時に、国内では60団体の障害種別を超えた団体が集まっているところでございます。ですので非常に多岐にわたる論点がございますけれども、今日はいつまでもお話をしたいと思っています。資料7ということになります。

その中の自立支援法の見直しというのを、決して部分的な見直しではなくて、むしろ地域での暮らしを権利として実現をしていくような法制度、それをつくるんだというふうな視点から見直しといいますか、新たな法制度化を図っていただきたいと思うんです。

私ども、研究者も交えた形で、こういう形で障害者総合サービス法制定に向けて、仮称ですけれども、こういう研究事業も2年にわたって続けて、今も行ってきているところです。そういったことも交えて今日お話をしたいと思います。

その見直しの視点といいますか、どういうことかということ、どんなに重度の障害があっても地域で暮らせる、そういう地域生活サービス、財源の充実ということだなと思っています。

るんですが、どんなに重度の障害があっても地域での生活が可能にということなんですけれども、これは私ども、欧米の脱施設化の研究をされているケント・エリクソンという方の論文を拝見いたしますと、施設か地域かというのはよく言われるけれども、それだけではなくて、むしろ能力を重視した視点なのか、市民の権利としての視点なのかということもあるんだということで、つまり施設か地域かだけではなくて、一人の市民として当たり前前に、どんなに重度の障害があっても地域で暮らせるというふうな視点、この表でいいますと、AからBという流れこそが本来のノーマライゼーションですし、この5月に発効いたしました障害者権利条約が言う、障害を持っていても地域社会で生活する平等な権利ということではないかと思うんです。

例えば、一般就労ができれば、あるいは身の回りのことができれば地域へというのではない、どんなに重度の障害があっても当たり前前に地域で暮らせる、それであって初めて本来の意味での自立ですし、権利条約が言う地域生活だということをもっと押さえておきたいことが1つです。

もう1点ですけれども、もう一つの資料の、2つに分けて資料集という形にさせていただいておりますが、そちらの後ろから2枚目のほうになりますけれども、後ろから2枚目というのは、前々回でしたでしょうか、6月9日の障害者部会の中で出ていた資料なんですけれども、地区移行の数字ですが、マイナス389人というのが報告でしたけれども、むしろここで見るべきは、地域移行された方が9,300に対して、それを倍する1万8,000の方が新たに施設に入られたという、そちらのほうじゃないかなということです。

言うならば、施設から地域へということがよく言われるんですが、もう一つ、地域移行といった場合、前回、たしか障害児のサービスのところで、「ともに育ち、ともに学ぶ」ということがありました。つまり、小さいときから地域でともに育ち学ぶならば、そのまま大人になられたら、大人になって親元を離れて地域で暮らすという、そういう意味での親元での在宅から地域へという、もう一つの地域移行の軸が打ち立てられないと、どんどん新規入所が繰り返されるということになるのではないかと。そういう意味で、2つの意味での地域移行ということが進むような施策が要るんだということを押さえておきたいと思えます。

その点ですけれども、では一方、それだけ地域を中心にとということからしますと、実は自立支援法が施行されて、実際には重度障害者の地域生活に不可欠な重度訪問介護や移動介護が非常に大変な状況になっている。社会資源が枯渇する状態になっているということです。

もう一つの資料の前から6枚目に、重度障害者介護アンケート調査というのを入れています。時間の関係で詳しくは説明いたしませんけれども、離職率が23%近く、非常勤のほうでいいますと26%というような形で、非常に高い離職率になっています。そして、それだけではなくて、同姓介護や泊まりの介護、長時間介護が必要という特性から、新しいヘルパーを見つけるのに大変苦勞しているという状況にあります。

それはなぜかという、やはり一つの背景に報酬単価が余りにも低いということが挙げられます。といいますのも、この調査では、大学卒の初任給が15万9,000円という金額。さらに昇給も、10年働いても22万円ぐらい。五、六万円ぐらいしか昇給しないというデータが上がっています。

一方、では事業所がその分をとっているのかという、決してそうではなくて、人件費比率は8割を超えている事業所が過半数でございます。つまり、もうどこも削りようがない、それだけ低い報酬単価で、結果的に人が集まらなくて、その結果、何が一番困るかという、支給決定をされても、重度の障害者にヘルパーを派遣する事業所が見つからない、ヘルパーが見つからない、その問題が出てきているわけです。これは何としても、報酬単価の見直しを初めとした地域のサービスをちゃんと発展させるというふうな体系に変えていくべきだと思うわけです。

そして、2つ目が移動支援の問題です。これも多くの委員の皆さんから意見が出ておりましたが、地域生活支援事業になって、非常に大きな地域間格差が出てきたのと、もう一つは、市町村の地域の実情に応じ柔軟にというのがうたい文句なんですけど、現実には、例えば市内での移動に限る、市外に移動しちゃ駄目ですよ、入場料・入館料を伴う外出は駄目ですよ、硬直化しているのが減少ではないですか。やはり移動支援はもう一度個別給付に戻す、あるいは少なくとも地域生活支援事業の必須事業と言われている部分は、国が2分の1負担をするというような仕組みにすべきだと思っております。

それとあと、グループホーム・ケアホームの個別ヘルプですね。個別ヘルプは緊急措置でやられましたが、ぜひとも恒久的なものにしていきたいということと、さらに、先ほど別の団体からも出ていましたが、長時間介護のサービスを支えるための真の意味での義務的経費化。今はあくまで国庫負担基準の範囲内といいますか、障害程度区分で決まる国庫負担基準の範囲内でしかお金が出ていない状態です。実際に市町村が要した費用に対して2分の1が負担されて、本当の意味で義務的経費と言えるんじゃないでしょうか。これはぜひ基金を積むなり、いろんな形で調整の仕組みをつくっていただきたいなと思っています。

続きまして2番目のところですけども、障害の範囲のところを山本のほうから発言させますので。

○山本D P I 日本会議難病の会

D P I 日本会議所属、難病の会の山本と申します。

私は難病の当事者の立場として、障害の範囲に対して資料を作成しました。今日の資料7の参考資料というものの17ページのところにあるんですが、障害の範囲に関する資料というところを見ていただきたいと思います。

まず、ひとり暮らしをする難病等の方の緊急対策や介護保障、十分な資産形成前に発症した若年者の自立支援は大変急務となっています。急に症状が悪化したんですけども、

連絡することもできずに自宅に倒れていた方ですとか、実際手遅れになった等の相談を受けています。一刻も早く制度の狭間を解消していただきたいと思っております。

しかし、今の障害者自立支援法は、入り口の要件として身体障害者福祉法等の障害手帳の保持が要件となっておりますので、現在の手帳基準に合わない難病等はサービスを利用できない状況でございます。

自立支援法の3年後の見直しにおいては、障害手帳をお持ちの方はもちろんですが、障害手帳を持っていない、いわゆる発達障害の方ですとか、高次脳機能障害の方ですとか、難病等も含めて、この法律の支給決定プロセスで福祉サービスの必要性が認められた方については、ぜひとも対象としていただきたいと思っております。

国際規格を見ましても、表1・2・3を見ていただきたいんですが、日本の障害の範囲は大変狭いです。また、障害関係に係る予算も、先ほども出ましたが、アメリカと比べても2分の1程度でしかありません。また、EU15カ国と比べても、支給決定の入り口で、手帳のように制限をかけているところはございません。ぜひともこういった事情を踏まえて改善していただきたいと思っております。

また、東京都の国分寺市で実態調査しました。ここは11万人の方がいらっしゃるんですが、手帳のない方で介助を利用している人は、若年者で5名程度です。対人口比で言えば0.0042%でしかありません。なので、こういった数が少ないからこそ、自立支援法のような義務的経費で全国規模で包括的に施策を推進していただきたいと思っております。

ぜひとも、風邪や骨折等との違いで一緒になるんじゃないかというような疑問もございますが、これは既に医師の意見書ですとか審査会等で区別することは可能となっております。何としてでもこの機に、私たち難病等や発達障害の方ですとか高次脳機能障害の方を、支給決定で認められた方、ニーズが認められる方を対象としていただきたいと思っております。

○尾上DP I 日本会議事務局長

あと、支給決定プロセスの見直しや負担の部分の見直しも意見としてはあるんですが、時間の関係で、最後に1つだけ申したいと思っております。

3ページ目の下のところでございますけれども、先ほど、どんなに重度の障害があっても地域でということをお願いしました。その視点からしますと、自立支援法の第1条の目的、後半、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与」、これだけ見れば、先ほどの障害者権利条約の19条の書きぶりなんかとも重なる部分があるのかもわかりません。

ところが前半、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」というふうな書きぶり、能力や適性に応じた自立や社会生活、一体何なんですか。むしろ権利条約は、能力や適性云々ではなくて、本人の自己決定に基づく自立ということを言っています。

日本でもこれからいよいよ権利条約が、日本での批准に向けて国内法整備が課題になっ

てくる中で、能力と適性というのは外していただきたい、あるいはむしろ、本人の意向に基づく自立した生活、社会生活ということに変えれば、何の問題もないんじゃないかというふうに思うわけですが、この点もぜひとも障害者権利条約という国際的な議論の水準に見合った制度の設計を、ぜひ障害者部会の皆様、していただきたいということを最後に申し上げて、DPI日本会議からの発言に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、日本発達障害ネットワークから氏田様、そして日本自閉症協会から石井様、それぞれよろしく願いいたします。

○氏田日本発達障害ネットワーク副代表

日本発達障害ネットワーク副代表の氏田と申します。

本日は、私ども日本発達障害ネットワークにこうした形での意見を出させていただく機会を下さりまして、本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私どもは、制度の谷間となっている自閉症、ADHD、学習障害などの発達障害のある人たちを支援しているネットワークです。本日、この10分間に、発達障害ネットワークと加盟団体の自閉症協会ということで、5分ずつの発言時間をいただいております。大きく分けて4点について、JDDネットのほうから発言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、発達障害を障害者福祉サービスの対象として明文化し位置づけることをお願いしたいと思います。

昨年12月に与党障害者自立支援プロジェクトチームが出された報告書においても、発達障害者を初めとする障害者の範囲については、「引き続き検討する」とされおりましたが、発達障害のある人は、現在、制度の谷間となっているため、必要な支援を受けられず、深刻な状況に置かれています。「引き続き検討」という状況ではとてもありませんので、ぜひ早急に具体化をお願いいたします。

障害者自立支援法は、3障害を統合したものとして評価されていますが、全ての障害のある人を含んだものとはなっていません。発達障害を初め高次脳機能障害など狭間にある障害も含め、支援を必要とする全ての障害のある人が必要な支援を受けられるような制度とするよう強く要望します。

障害者自立支援法の法律の本文において、自閉症、ADHD、学習障害等の発達障害をサービスの対象者として明記することを最優先に要望したいと思います。

また、この件につきましては、前半の日本身体障害者団体連合会様、また日本障害者協議会様、そして今の全日本手をつなぐ育成会様、DPI様からも、発達障害に言及したご

意見をちょうだいいたしましたことに感謝申し上げます。

次に、障害程度区分認定の見直しに関してのお願いです。

発達障害のある人への支援ニーズ評価の基礎となる障害程度区分認定に関して、現在の調査項目、判定基準は、支援の基本的な方針がないまま、異なる支援ニーズを評価しているため、一次判定、二次判定ともに非常に複雑で、整合性を欠くものとなっています。発達障害のある人の支援ニーズは、身体介護を基本とした調査項目、判定基準にはなじみません。

お手元に資料を提出させていただいておりますが、専門家の障害程度区分の妥当性の評価結果からも明らかになったように、現状の調査項目、判定基準は明らかに妥当性を欠くものであると思います。

1つには、今後、障害程度区分をどのように位置づけていくのかということでもあるかと思いますが、障害程度区分はあくまで程度区分であって、程度区分イコールニーズ区分であるかのような使われ方では、本人が必要とされる支援ニーズを満たすことはできません。区分により利用制限がかけられてしまうというのではなく、必要なサービスが保障されること、そのために必要な報酬が保障されることが重要であると私たちは考えています。

今後の方向性としては、区分そのものではなく、ケアマネジメントの在り方やそれに関わる人材の育成が重要な課題となってくると思います。ケアマネジメントや人材育成についてもぜひご検討いただき、発達障害のある人の支援ニーズを適切に把握する取組を行ってくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、評価ツールについて申し上げますと、例えば、自閉症・広汎性発達障害では、PARSなど、既に利用可能なアセスメント・ツールもございますので、ぜひ採用いただければありがたいです。

本日、少しの資料を用意したんですが、全委員の分が間に合いませんでしたので、後日、山岡委員のほうから皆様のお手元にお届けしたいと思います。申しわけありません。

次に、発達障害者の自立と社会参加についてですが、自立を支援する支援の枠組みが必要であると私たちは考えています。

発達障害は、脳機能の生来性の障害に起因するものであり、早期からの継続的な支援を行うことで、よりよい自立への歩みを進めていくことができます。科学的根拠のある支援方法の調査研究に十分に取り組み、早期からの本人支援と家族支援に対して、サービスメニューを具体化し、質の高いサービスに相応の単価を保障していくことが、当事者の自立につながる方向性の一つと考えます。

特に、発達障害のある子どもの場合、児童に対する支援サービスとして、例えば、社会的技能の向上を目指すスキル・トレーニングであるとか、家族支援のためのペアレント・トレーニングなどが必要となります。こうした支援サービスが障害児福祉サービスとして明確な枠組みの中で提供できるように、必要な相談支援事業を位置づけていただきたいと思います。

また、十分な支援を受ける機会を得られずに、既に成人期になった発達障害のある人とその家族が適切な支援サービスを利用できず、全国各地で生活困難な状況に置かれています。発達障害のある人の障害特性を理解し、成人期向けのスキル・トレーニングを開発し、地域生活支援の中で実施することや、就労移行支援事業の中での中間的な目標設定を行っていくことで、より多くの人々が自立と社会参加への歩みを進めることができると考えています。発達障害の成人向けの相談支援事業の検討とともに、早急な支援策の実施をお願いする次第です。

時間となりましたので、最後に、支援が全国同じ水準で提供できるようになる必要があると私たちは考えています。

現在、発達障害のある人への支援においては、地域間格差が顕著であり、同じ日本に生まれながら、生まれ育つ地域によって支援の質と量において大きな差異が生じています。全国のどの地域においても同じような支援が提供できるようにするためには、支援サービス提供者が一定水準の専門性を有することが必要ですが、それが十分に保障されていません。支援ニーズの適切な把握方法や有効な支援メニューについて、全国で均等に実施できるようにするための実のある研修を拡充することを要望いたします。

その際、当事者団体が果たしている役割を正に評価し、当事者の中から早期の障害受容などに貢献できる人材の養成を支援することが望まれます。当事者団体が地域において機能することで、地域の支援の質が向上することを施策的に位置づけることが、公的なサービスの質の向上にもつながると私たちは考えています。

以上、日本発達障害ネットワークの意見につきましてもぜひご検討いただき、今後の政策に反映くださいますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○潮谷部会長

それでは、引き続き石井様、お願いいたします。

○石井日本自閉症協会会長

日本自閉症協会として発達障害ネットに入っておりますけれども、まだ歴史も浅く、日本自閉症協会は40年前に、親たちが就学を求めてつくった親の会全国協議会が社団法人日本自閉症協会となったわけでございます。資料9でございます。

そこでは、私は今までお話を聞いていて、基本のお話はほぼ出ていると思っておりますけれども、地域での自立ということはあくまで目標でありまして、その目標に到達していく過程における現状、障害者自立支援法の中で、従来から構成されてきたいろいろな支援とか、効果的な活動とか、人材というものが基盤になって、それを積み重ねていく方向でご検討いただくことが必要ではないかと思えます。

しかしながら、いわゆる社会福祉制度のパラダイム転換というようなこともあり、かつ